別記様式第27　（第49条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23第２項
（同法第61条の23の20において準用する場合を含む。）の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写
真

押　出
スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の23　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条の23の20　第61条の17、第61条の18及び第61条の23の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第61条の18中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第61条の23第１項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第80条の２　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一・二　　（略）

三　第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第80条の３　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～四　　（略）

五　第61条の23の20において準用する第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第28（第51条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第　項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第　項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

５　該当事項のない欄は、省略すること。